

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

資料番号1-ウ(7)①

柏こ福第1220号
平成28年12月26日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	1 保健福祉部 生活支援課 2 こども部 こども福祉課	こども部 こども福祉課
個人情報取扱事務の名称	1 生活保護事務 2 児童扶養手当支給事務	子どもの貧困対策事業
個人情報取扱事務の概要	1 生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し各種生活扶助を行うもの 2 児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の保護者等に対し児童扶養手当を支給するもの	本市における子どもの貧困状況を把握するための実態調査を行い、それを基に支援体制の整備計画を策定するもの。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	アンケート送付対象者に関する情報 (①住所②名前③生年月日)	
目的外利用を行った理由	本市における子育て世帯の貧困の実態を把握するために実施するアンケート票を送付するため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	こども部 こども福祉課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

資料番号1-ウ(7)②

柏財資第1006号

平成29年1月5日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健所総務企画課(市長)	財政部資産税課(市長)
個人情報取扱事務の名称	別紙のとおり	固定資産税(償却資産)調査事務
個人情報取扱事務の概要	別紙のとおり	公平・公正な賦課事務の実現を図ることを目的に、地方税法第20条の11、第353条第1項、第354条の2、第383条、第408条を根拠法令として、固定資産税(償却資産)申告義務者の情報収集、把握、調査及び申告勧奨を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	別紙の事務の開設者名、開設者所在地、開設者電話番号、施設名称、施設所在地、営業所電話番号	
目的外利用を行った理由	償却資産(固定資産税)の申告義務者の適正な把握及び申告制度の周知を行うに当たり、保健所が保有する情報を利用することで、公正かつ効率的な事務の遂行が可能となるため	
担当部署(目的外利用を行った課等)	財政部 資産税課	
備 考	この調査を毎年1回実施する予定	

個人情報取扱事務の名称及びその概要について

	名 称	概 要
1	医療法の施行に関する事務	診療所及び助産所の開設許可，開設等の届出受理を行い，必要に応じ病院，診療所及び助産所からの報告徴収，立入検査等を行う。また，病院及び医療法人からの申請等を受理し，千葉県へ進達する。
2	あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関する事務	施術所開設者から開設，変更等の届出の受理，出張専業施術者及び滞在施術者からの業務開始等の届出の受理を行い，必要に応じて施術所開設者若しくは施術者からの報告の徴収，施術所への臨検検査等を行う。
3	医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	薬局開設者，医療機器販売業者等の許可，変更等の届出の受理等を行い，必要に応じ報告徴収，立入検査等を行う。
4	毒物及び劇物取締法の施行に関する事務	毒物劇物販売業の登録，毒物劇物業務上取扱者の届出等の受理を行い，必要に応じ報告徴収，立入検査等を行う。また，毒物劇物製造業者・輸入業者，特定毒物研究者の申請，届出等を受理し，千葉県に進達する。

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

資料番号1-ウ(7)③

柏財資第1006号
平成29年1月5日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健所生活衛生課(市長)	財政部資産税課(市長)
個人情報取扱事務の名称	別紙のとおり	固定資産税(償却資産)調査事務
個人情報取扱事務の概要	別紙のとおり	公平・公正な賦課事務の実現を図ることを目的に、地方税法第20条の11、第353条第1項、第354条の2、第383条、第408条を根拠法令として、固定資産税(償却資産)申告義務者の情報収集、把握、調査及び申告勧奨を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	別紙の事務の開設者名、開設者所在地、開設者電話番号、施設名称、施設所在地、営業所電話番号	
目的外利用を行った理由	償却資産(固定資産税)の申告義務者の適正な把握及び申告制度の周知を行うに当たり、保健所が保有する情報を利用することで、公正かつ効率的な事務の遂行が可能となるため	
担当部署(目的外利用を行った課等)	財政部 資産税課	
備考	この調査を毎年1回実施する予定	

個人情報取扱事務の名称及びその概要について

	名称	概要
1	食品営業許可に関する業務	食品衛生法の規定により、市長はその管轄区域内の食品営業許可に関する事務を行うもの
2	美容所の開設届出受理事務	美容所を開設する者からの届出書を受け取り、店舗等の確認検査を行う
3	理容所の開設届出受理事務	理容所を開設する者からの届出書を受け取り、店舗等の確認検査を行う。
4	特定建築物の届出受理事務	特定建築物の所有者からの届出書の受理を行う。
5	旅館業の営業申請許可事務	旅館業を営業しようとする者からの申請書を受け取り、施設検査等を行い、許可証を交付する。
6	クリーニング所の開設届出受理事務	クリーニング所を開設する者からの届出書を受け取り、店舗等の確認検査を行う。
7	興行場の営業申請許可事務	興行場を営業しようとする者からの申請書を受け取り、施設検査等を行い、許可証を交付する。
8	公衆浴場の営業申請許可事務	公衆浴場を営業しようとする者からの申請書を受け取り、施設検査等を行い、許可証を交付する。
9	環境衛生事業登録申請登録事務	環境衛生事業者からの申請書を受け取り、登録証を交付する。
10	化製場等の営業申請許可事務	化製場等を営業しようとする者からの申請書を受け取り、施設検査等を行い、許可証を交付する。

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

資料番号1-ウ(7)④

柏財資第1006号

平成29年1月5日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

会長 梅田 徹 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健所動物愛護ふれあいセンター(市長)	財政部資産税課(市長)
個人情報取扱事務の名称	別紙のとおり	固定資産税(償却資産)調査事務
個人情報取扱事務の概要	別紙のとおり	公平・公正な賦課事務の実現を図ることを目的に、地方税法第20条の11、第353条第1項、第354条の2、第383条、第408条を根拠法令として、固定資産税(償却資産)申告義務者の情報収集、把握、調査及び申告勧奨を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	別紙の事務の開設者名、開設者所在地、開設者電話番号、施設名称、施設所在地、営業所電話番号	
目的外利用を行った理由	償却資産(固定資産税)の申告義務者の適正な把握及び申告制度の周知を行うに当たり、保健所が保有する情報を利用することで、公正かつ効率的な事務の遂行が可能となるため	
担当部署(目的外利用を行った課等)	財政部 資産税課	
備考	この調査を毎年1回実施する予定	

個人情報取扱事務の名称及びその概要について

	名 称	概 要
1	動物取扱業登録事務，特定 動物飼養保管許可事務	動物の愛護及び管理に関する法律 第 1 0 条（動物取扱業の登録）の規 定に基づき登録の事務を行うこと。 また，動物の愛護及び管理に関する 法律第 2 6 条（特定動物の使用又は 保管の許可）に基づき特定動物の飼 養の許可の事務を行うこと。
2	勧告・措置命令に係る事務	動物の愛護及び管理に関する法律 第 2 3 条に基づく勧告及び命令，法 第 3 2 条に基づく措置命令，動物の 愛護及び管理に関する条例第 1 8 条に基づく勧告，条例第 1 9 条に基 づく命令をするために必要な個人 情報を収集する。

他の実施機関への保有個人情報の提供に係る報告書

資料番号1-ウ(イ)①

柏教学第730号
平成29年 1月12日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹 様

実施機関名 教育委員会学校教育部長

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により他の実施機関へ保有個人情報の提供を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	提供元	提供先
課等の名称	学校教育部 学校教育課	こども部 こども福祉課
個人情報取扱事務の名称	就学援助事務	子どもの貧困対策事業に関する事務
個人情報取扱事務の概要	経済的理由のため就学困難な児童生徒の保護者に対して就学の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るもの。 根拠法令：柏市就学援助規則	本市における子どもの貧困状況を把握し、それを基に支援体制の整備計画を策定するもの また、柏市内における「こども食堂」の活動を支援するもの
提供した保有個人情報の項目	就学援助受給者に関する情報 (住所、氏名、生年月日)	
保有個人情報の提供先における利用目的	本市における子育て世帯の貧困の実態を把握するために実施するアンケート票を送付するため。	
提供した理由	利用目的が行政サービスの向上に繋がるものであり、利用項目が目的のための必要最小限の範囲であるため	
担当部署（提供元）	学校教育部 学校教育課	
備 考		

個人情報取扱事務届出書

資料番号1-ウ(ウ)①

届出番号 030700-1

実施機関名	市長		区分 ■ 固有事務 □ 全庁共通事務 □ 出先機関共通事務			
担当部署	総務部人事課給与厚生室					
個人情報取扱事務の名称	支払調書の作成及び提出事務					
個人情報取扱事務の概要	所得税法等の規定に基づき、謝礼、不動産使用料及び不動産の譲り受けの対価の支払調書を作成し、税務署に提出するもの					
事務の開始日	平成28年1月1日（最新変更日 平成 年 月 日）					
個人の類型	本市が謝礼、不動産使用料及び不動産の譲り受けの対価を支払った個人					
ア 個人情報の利用目的	支払調書を作成し提出するため					
イ 項目	基本的事項 ■1 氏名 □2 性別 □3 生年月日・年齢 ■4 住所 □5 国籍・本籍 □6 連絡先 ■7 識別番号（■個人番号） □8 その他（ ）	家庭生活 □9 家族状況 □10 親族関係 □11 婚姻 □12 住居状況 □13 趣味・嗜好 □14 その他（ ）	社会生活 □15 職業・職種 □16 学業・学歴 □17 職業上の地位 □18 資格・免許 □19 成績・評価 □20 支援措置・保護 □21 社会活動 □22 その他（ ）	経済的事項 □23 収入・支出内容 □24 資産内容 □25 課税・納税状況 ■26 取引状況等 □27 公的扶助・社会保障等 □28 その他（ ）	心身的事項 □29 健康・身体状況 □30 傷病歴 □31 障害 □32 介護 □33 診断書 □34 その他（ ）	思想信条等 □35 思想・信条 □36 支持政党 □37 宗教 □38 犯罪歴等 □39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	■本人 □本人以外（該当するイの項目番号： ） □同一実施機関内の利用 （ □ 目的外： ） （ □ 目的内： ） （ □ 本人同意： ） （ □ 住民基本台帳： ）					
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	□本人同意（第1号） □法令等（第2号） □公知情報（第3号） □緊急の必要性（第4号） □制限能力者等（第5号） □他の実施機関（第6号） □国又は地方公共団体等（第7号） □争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） □その他（審議会）（第9号）					
オ 思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	□法令等の規定（第1号） □審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	□番号法第9条（ □ 第1項別表第一第○項 □第3項 □第5項 ） □第2項（ ） □その他（ ）					
キ 処理形態	■電磁的記録（■システム（名称 支払調書システム、個人番号事業者保護措置システム） ■文書 □その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	□有り ■なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	□他の実施機関（ ） □国 □地方自治体（□千葉県） □公共的機関 □その他（ ）			
ケ オンライン結合の有無	□有り ■なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	□国 □地方自治体（□千葉県） □委託（□指定管理者） □公共的機関 □その他（ ）			
コ 外部委託の有無	□有り ■無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

個人情報取扱事務変更届出書

資料番号 1-ウ (エ) ①

柏企行第 124 号
平成 27 年 10 月 29 日

柏 市 長 様

実施機関名: 柏市長 秋 山 浩 保

個人情報取扱事務の変更に伴い、柏市市個人情報保護条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務を変更する年月日	平成 27 年 11 月 1 日	区分 ☐ 固有事務 ☒ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務
個人情報取扱事務の名称	附属機関委員の公募に関する事務	
届出番号	変更前 —	変更後 (行政課記入) —
担当部署	企画部行政改革推進課	
変更内容	変更理由	附属機関等の委員の公募方法に、公募委員候補者名簿登録方法を導入することにより、個人情報の取扱い対象が増えるため。
	変更箇所	・新しく公募委員候補者名簿登録方法に係る個人情報取扱事務届出を作成 ・既存の届出書の「個人情報取扱事務の名称」を変更
	詳細は、別紙「個人情報取扱事務届出書」のとおり ※変更箇所にはアンダーラインを引いています。	

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

届 出 番 号 020200-01

実施機関名	市長		区分 ☐ 固有事務 ☒ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署	企画部行政改革推進課（主担当）					
個人情報取扱事務の名称	附属機関委員の公募に関する事務①（個別募集方法）					
個人情報取扱事務の概要	柏市附属機関等組織運営要領に基づき、附属機関等の公募委員の募集及び選考を行うもの ・募集及び選考：公募委員を募集する附属機関を所管する部署（以下「所管部署」という。）の事務 ・応募者の他の附属機関の兼職状況の確認：行政改革推進課の事務					
事務の開始日	平成17年 1月 1日（最新変更日 平成27年11月 1日）					
個人の類型	附属機関等委員の公募に対する応募者（所管部署取扱い分）					
ア 個人情報の利用目的	附属機関等の公募委員を選任するため					
イ 項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（個人番号） ☒ 8 その他（住民票）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☒ 17 職業上の地位 ☒ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☒ 21 社会活動 ☒ 22 その他（レポート）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	☒ 本人（8及び21（兼職情報のみ）） ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：1, 21（兼職状況のみ）） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意：（ ）） } { ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4 及び 8） } ☒ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	応募者の資格要件（同時に3つを超える附属機関等に属しないこと。）の確認を行うため、附属機関の総括を行っている行政改革推進課へ照会を行う必要がある。 ☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☒ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ 思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ 処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称（ ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	☒ 他の実施機関（行政改革推進課） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ） 1, 2 及び 3			
ケ オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ 外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		附属機関等委員の公募に対する応募者（行政改革推進課取扱い分）							
ア	個人情報の利用目的	附属機関等の公募委員の資格要件（同時に3つを超える附属機関等に属しないこと。）の確認を行うため。							
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等		
		☐ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☐ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）		
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：1, 2, 3 及び 21（ ）） ☐ 同一実施機関内の利用 （ ☐ 目的外：（ ）） （ ☐ 本人同意：（ ））				☐ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）			
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	公募委員の選定について、応募者が資格要件（同時に3つを超える附属機関等に所属していない）を満たしているかどうか確認するため、各附属機関等の応募者全員の情報を把握している所管部署より情報を収集する必要があるため。 ☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）							
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）							
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） 条例 別表第 第 項） ☐ その他（ ）							
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称（ ）） ☐ 文書 ☐ その他（ ）							
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☐ なし	提供先 提供するイの項目番号	☐ 他の実施機関（市長部局以外の所管部署） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ） 1, 2, 3 及び 21					
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☐ なし	結合先 提供するイの項目番号	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）					
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☐ 無し							

個人情報取扱事務届出書

届出番号 020200-2

実施機関名	市長		区分 ☐ 固有事務 ☒ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署	企画部行政改革推進課（主担当）					
個人情報取扱事務の名称	附属機関委員の公募に関する事務②（公募委員候補者名簿登録方法）					
個人情報取扱事務の概要	柏市附属機関等組織運営要領に基づき、附属機関等の公募委員の募集及び選考を行うもの ・募集及び名簿の管理：行政改革推進課の事務 ・名簿から公募委員の選出：公募委員を募集する附属機関を所管する部署（以下「所管部署」という。）の事務					
事務の開始日	平成27年 11月 1日（最新変更日 平成 年 月 日）					
個人の類型	公募委員候補者名簿登録対象者（行政改革推進課取扱い分）					
ア 個人情報の利用目的	公募委員候補者名簿を作成するため、名簿に登録する対象者を抽出し、案内文書を送付するため。市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した1,000人が対象。					
イ 項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	☐ 本人（ ） ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 （ ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ））		☒ 目的内： （ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4 及び 5 ）			
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ 思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項） ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ 処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ 外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		公募委員候補者（行政改革推進課取扱い分）					
ア	個人情報の利用目的	名簿登録の案内に対し、同意書を返送していただいた方を公募委員候補者として名簿登録し、各附属機関等委員の改選時に、担当部署へ公募委員候補者を紹介するため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☒ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☒ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
		ウ 収集先及び収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☐ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☐ 目的内：（ ☐ 住民基本台帳： ） } ☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） 条例 別表第 第 項 } ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 提供するイの項目番号	☒ 他の実施機関（市長部局以外の所管部署） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ） イにチェックした項目全て			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供するイの項目番号	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		募集を附属機関等が属する分野を希望する公募委員候補者（所管部署取扱い分）											
ア	個人情報の利用目的	公募委員候補者の中から、公募委員就任の依頼をかけるため。											
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等						
		☐ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☐ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）						
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：チェック項目全て） ☐ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ）				☐ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）							
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	公募委員候補者情報は、行政改革推進課が管理しているため。 ☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）											
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）											
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>☐第1項別表第一第○項</td> <td>☐第3項</td> <td>☐第5項</td> </tr> <tr> <td>☐第2項（</td> <td colspan="2">条例 別表第 第 項）</td> </tr> </table> ☐ その他（ ）						☐ 第1項別表第一第○項	☐ 第3項	☐ 第5項	☐ 第2項（	条例 別表第 第 項）	
☐ 第1項別表第一第○項	☐ 第3項	☐ 第5項											
☐ 第2項（	条例 別表第 第 項）												
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☐ 文書 ☐ その他（ ）											
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☐ なし	提供先 提供するイの項目番号	☐ 他の実施機関（行政改革推進課） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ） 1 及び 21									
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供するイの項目番号	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）									
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し											